

「放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」に対し提出された意見と総務省の考え方

【意見募集期間：平成23年3月9日（水）～平成23年4月7日（木）】

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	意見募集のあった「放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」について、北海道文化放送は賛成の意見を提出します。 【北海道文化放送(株)】	本件の変更案を支持するご意見として承ります。
2	今回示された「放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」について賛成意見を提出致します。 【北海道放送(株)】	
3	意見募集のあった「放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」について、賛成の意見を提出します。 【(株)テレビ北海道】	
4	意見募集のあった「放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」について、北海道テレビ放送は賛成します。 【北海道テレビ放送(株)】	
5	栃原局の受信エリアにおいては、近畿広域社の親局である生駒局の山岳反射(マルチパス)が原因とされる同一周波数混信障害がエリアの広範囲に渡って起きています。広範囲の混信対策には送信チャンネルを変更する送信対策が合理的ですが、アナログ放送終了までは近畿の当該地区には空きチャンネルがありません。アナログ放送終了後、速やかに、空いたチャンネルを再利用することで当該エリア内の混信がなくなり、視聴者の利益に資するので賛成いたします。 【(株)毎日放送】	本件の変更案を支持するご意見として承ります。 なお、チャンネルについては、他の放送局との混信のおそれのないものを選定したものです。
6	新宮エリアにおいては、梅雨明けから秋口まで、電波の異常伝搬現象(ラジオダクト現象)による混信が発生、五条(栃原局)エリアにおいては、山岳反射が原因とされる同一周波数混信障害が起き、直接受信によるデジタルテレビジョン放送の視聴ができない時間帯が発生しています。 周波数変更による対策をすることにより、受信者に混乱を与えることなく障害を回避することが可能となり、エリア内の受信者に有益と考えますので、放送用周波数使用計画の変更案に賛成します。 【関西テレビ放送(株)】	
7	栃原中継局(奈良県)の周波数変更について賛成致します。 理由は、この周波数変更が視聴者に利益をもたらすからです。 現在、奈良県内においては同一周波数混信障害が広範囲に渡って発生しており、この混信対策には送信チャンネルを変更する対策が最良であると考えます。 よって、周波数変更を希望する次第です。 【奈良テレビ放送(株)】	
8	今回示された「放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案」の北海道 静内中継局のチャンネル変更について賛成します。 【札幌テレビ放送(株)】	切り替え前のチャンネル(変更前のチャンネル)の使用期限につきましては、受信者保護などの観点から、切り替えに係る対策を勘案の上、無線局免許の変更申請の際に確認するものと考えます。
9	今回の変更の対象となる中継局については、旧チャンネルの使用期限が定められていませんが、旧チャンネルの使用が電波障害の原因になるおそれがあることから、切替えの見込みが立ち次第、使用期限を定めるべきだと思います。 【個人】	
10	変更案に概ね賛成致します。 銚子中継局は、平成18年12月に千葉県初のデジタル中継局として開局時しており、後から開局した東金中継局との混信のために、先に開局した銚子中継局の方が変更させられるのは残念ではありますが、変更案のチャンネルプランでは、電波の飛びやすい夏等の時期に、銚子中継局受信エリア内で混信が予想される、水戸送信所で使用中の13～20ch、テレビ神奈川本局の18ch、テレビ埼玉本局32ch、等の使用がさけられており、その点では評価いたします。 欲を言えば、銚子中継局の現在のチャンネルプランは、21・22・23・24・25・26・30・34chであり、比較的狭い範囲にわかりやすく並んでいたものが、変更案では、30・33・36・39・42・43・45・51chでやや範囲が広がってしまうので、30chを引き続き使用する千葉テレビと、33chに変更予定の日本テレビは30ch台後半～40ch台のchの方が望ましかったと思います。 【個人】	本件の変更案を支持するご意見として承ります。